

議第 2 号議案

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び桐生市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

平成 31 年 3 月 15 日

提出者 桐生市議会  
地域政策及び議会改革調査特別委員会  
委員長 小 滝 芳 江

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

## 桐生市議会基本条例の一部を改正する条例

桐生市議会基本条例(平成25年桐生市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

(議会モニターの設置)

第16条の2 議会は、市民からの要望、提言その他の意見を聴取し、議会の運営等に反映させるため、議会モニターを設置します。

第24条を次のように改める。

(議決事件の追加)

第24条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議決すべき事件については、別に条例で定めます。

第25条の次に次の1項を加える。

4 議会は、市民の声を政策化するため、必要に応じて、市長に対し、予算要望をします。

第25条の次に次の1条を加える。

(正副議長選挙の立候補制)

第25条の2 議会は、正副議長の選出に当たり、議場においてそれぞれの職に立候補する者に対して所信を表明する機会を設けます。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

## 議 案 説 明

### 議第2号議案 桐生市議会基本条例の一部を改正する条例案

議会の運営等に市民の声を反映させるため、議会モニターを設置を行うとともに、市民の声を政策化するため、議会として予算要望を行う等の所要の改正を行うとするものです。